

## ○藤崎町子ども医療費給付条例施行規則

(平成 24 年 5 月 1 日規則第 21 号)

改正 平成 24 年 6 月 29 日規則第 27 号 平成 25 年 3 月 14 日規則第 4 号

平成 28 年 3 月 16 日規則第 2 号 平成 28 年 5 月 31 日規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤崎町子ども医療費給付条例(平成 24 年藤崎町条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(受給資格証の交付申請)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による申請書は、様式第 1 号とする。

2 前項の申請の際には、医療保険各法の被保険者又は被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

3 第 1 項の申請書には、その他町長が必要と認める書類を添付させることができる。

(乳幼児医療費受給資格証の更新)

第 4 条 藤崎町乳幼児医療費給付条例(平成 17 年藤崎町条例第 99 号)に規定する受給資格者は、給付対象者が小学校に就学する年の 3 月に、子ども医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第 1 号)により町長に更新申請しなければならない。

2 前項の申請の際には、医療保険各法の被保険者又は被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

3 第 1 項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 乳幼児医療費受給資格証

(2) その他町長が必要と認める書類

(受給資格証の交付等)

第 5 条 町長は、第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の申請を受理した場合においては、遅滞なく、給付の要件を審査し、その結果を子ども医療費受給資格認定通知書(様式第 2 号)又は子ども医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(様式第 3 号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 条例第 5 条第 1 項の受給資格証は、様式第 4 号によるものとする。

(受給資格証の再交付)

第 6 条 受給資格者は、受給資格証をき損し、摩滅し、又は亡失したときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書(様式第 5 号)を町長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給資格者は、資格証をき損し、又は摩滅したことによって受給資格証の再交付を受けようとするときは、前項の申請書に当該受給資格証を添付しなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定により再交付する受給資格証には、再交付の表示をするものとする。
- 4 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後において亡失した受給資格証を発見したときは、速やかに発見した受給資格証を町長に返納しなければならない。

(子ども医療費の給付申請)

第7条 受給資格者は、条例第7条第1項の規定により子ども医療費の給付を受けようとするときは、医療の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して4月以内に、子ども医療費給付申請書(様式第6号)に医療機関等の発行する領収書を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請の際には、受給資格証及び当該給付対象者の被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(子ども医療費の給付決定等)

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、遅滞なく、給付要件を審査した結果、子ども医療費を給付することが適当と認めるときは、子ども医療費給付決定通知書(様式第7号)又は不適当と認めるときは、子ども医療費給付申請却下通知書(様式第8号)により受給資格者に通知するものとする。

(国民健康保険法の高額療養費等の申請及び給付)

第9条 町長は、青森県国民健康保険団体連合会から送付された診療報酬請求書により、高額療養費の給付の対象となる子どもの保護者に高額療養費給付申請書(様式第9号)を提出させ、高額療養費給付額調書(様式第10号)2部を添えて保険者に送付するものとする。

- 2 前項の高額療養費給付申請書を提出させるに当たっては、保護者から町長に対して高額療養費を受領する権限について委任させるものとする。
- 3 保険者は、保護者から第1項の規定による申請があったときは、速やかに給付額を決定し、その額を高額療養費給付額調書により町長に通知するとともに、高額療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。
- 4 町長は、高額介護合算療養費の支給対象となる給付対象者の属する世帯の世帯主等に高額介護合算療養費のうち対象者に係る分の受領について委任状(様式第9号の2)により委任させ、保険者は、高額介護合算療養費受領の受任者である町長に支払うものである。

(受給資格の変更等の届出)

第10条 条例第8条の規定による申請内容に変更を生じた場合の届出は、子ども医療費受給資格変更(消滅)届(様式第11号)に受給資格証を添えて行わなければならない。

(損害賠償の届出)

第11条 条例第8条の規定による医療の給付の原因が第三者の行為によって生じた場合の届出は、損害賠償受給報告書(様式第12号)により行わなければならない。

(子ども医療費の返還)

第12条 町長は、条例第9条又は第10条の規定により子ども医療費を返還をさせようとするときは、子ども医療費返還通知書(様式第13号)により、受給資格者又は偽りその他不正の手段により子ども医療費の給付を受けた者に対しその旨を通知するものとする。

(添付書類の省略)

第13条 町長は、この規則の規定による添付書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、医療費の給付については、平成24年6月1日以後に受けた医療の給付について適用する。

附 則(平成24年6月29日規則第27号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月14日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の藤崎町子ども医療費給付条例施行規則の規定は、前項に規定する日以後の医療費の給付について適用し、同日前の医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月16日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年5月31日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の藤崎町子ども医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療の給付について適用し、施行日前に受けた医療の給付については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条、第4条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第6号(第7条関係)

[別紙参照]

様式第7号(第8条関係)

[別紙参照]

様式第8号(第8条関係)

[別紙参照]

様式第9号(第9条関係)

[別紙参照]

様式第9号の2(第9条関係)

[別紙参照]

様式第10号(第9条関係)

[別紙参照]

様式第 11 号(第 10 条関係)

[別紙参照]

様式第 12 号(第 11 条関係)

[別紙参照]

様式第 13 号(第 12 条関係)

[別紙参照]